
第1号議案 2016年度 活動報告

1. 全体の方針について

2014年泉南の石綿訴訟で最高裁は、1950年代～1971年まで労働者に対する局所排気装置設置の遅れの国の責任を認めました。2016年は建設国賠裁判の審理が進行、大阪地裁で平成7年以降の国のクリソタイル禁止が遅れた責任が、京都地裁で石綿製造企業責任を認めた初判決がくだされました。2017年に予想される建築国賠訴訟の高裁判決は石綿被害に関する国や企業責任に大きな影響をあたえるもので、今年は裁判の支援が重要な年となります。

2016年12月、厚生労働省は私たちが活動した結果を受けて、2015年度の石綿関連疾患の認定事業場名をホームページで公開しました。私たちは公開時期にあわせた電話相談ホットラインを実施し、東京・神奈川32、名古屋70、大阪53、愛媛2、北海道40、計197件の相談を受けました。

昨年度、当センターがお受けした継続的な労災の相談は全体で、52件、そのうち中皮腫23件、肺がん18件、その他11件でした。2016年度の労災認定は12件で、中皮腫が5件、肺がんが5件、じん肺他2件でした。複数で担当する複雑な事案が相談される状況となっています。アスベストセンター東北の継続的な労災相談は全体で20件、そのうち中皮腫9件、肺がん6件、その他5件です。

2016年、石綿健康被害救済法に関しては、環境省で見直しに関する小委員会が開催されました。古川和子氏が委員となり、専修大阪本氏、長松氏、藤井医師の意見陳述もありましたが、大きな見直しには至りませんでした。じん肺法の改正関連で2016年度に変化はありませんでした。

2012年の石綿肺がんの認定基準の改正以降、改悪と改善の混合する複雑な状態があり、総体的に肺がん労災申請の手控え傾向が認められています。石綿肺がん訴訟では、JR竹井氏が現在の認定基準を問題とする訴訟をされており、運用に一定の歯止めをかけています。石綿ばく露歴の規準を基本とし、医学所見としてのプラークに関する肺がんの労災認定基準を守る運動の必要性が続きます。石綿関連疾患の診断基準であるヘルシンキ・クライテリア2014年の改訂の影響は現在まではでていません。

石綿の総合的対策では、2013年度公的な建築物石綿含有建材調査者制度が発足し、2017年4月現在全国で859名の建築物石綿含有建材調査者が誕生しました。他の国には石綿除去工事の国による資格付与と違反時の資格の剥脱、石綿除去業の公的管理と監視制度があります。第5回石綿問題総合対策研究会の開催と、講演の招致に協力しました。

財政面は、労災・訴訟関連のご寄付等により、アスベストセンターならびにセンター東北を合算し2015年度よりは改善しましたが単年度134万円の赤字決算となりました。

2017年1月、私たちは東京弁護士会より第31回東京弁護士会人権賞の表彰を受けました。人権賞の受賞理由として、「貴センターは、アスベスト被害が社会的に広く知られる以前から調査・啓発し、被害者救済のため医学面、労災申請面、訴訟面において支援した。

また建設工事関連では違法解体・改築工事などの事前防止や事後解決にも尽力している。建築物の調査や煙突用石綿断熱材についても提言し、再生砕石の危険も明らかにするなど先進的な取り組みを行ってきた。今後もアスベスト被害は起こり続けるであろうが、その際の救済・補償をより確実なものにならしめる一方、健康被害件数を減少させるために大きく寄与している。」と、記載していただきました。副賞でいただいた50万円は、英国の石綿除去業者向けテキストの翻訳として使用させていただきました。表彰を糧に、今後も地道な活動を続けて参ります。

2. 省庁交渉、法律や認定基準改正等の取り組み

中皮腫の労災通院費・広域支給について国会を通じて働きかけていますが、解決していません。中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会で「救済給付の遺族年金」「肺がん判定基準の緩和」は、合意されませんでした。小委員会で患者などの実態調査が決まり、今後それを踏まえ救済給付の増額が必要です。

全国労働安全センターの厚生労働交渉、患者と家族の会の厚生労働省・環境省交渉、東京労働安全センターの東京労働局交渉に参加しました。

3. 労災認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

日常的な相談対応とともに、労災認定事業場名公表などに際してのホットラインを行いました。継続的な相談数は32件で、その内訳は肺がん12、中皮腫14、びまん性胸膜肥厚2、石綿肺4です。労災認定は8件で、その内訳は肺がん3、中皮腫3、びまん性胸膜肥厚2です。

4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 事務局活動

患者と家族の会の事務局、役員会・総会、省庁交渉・国会陳情に参加しました。患者と家族の会関東支部の事務局に参加しました。

5. 環境アスベスト相談活動

2016年度は2015年度に引き続き、東京センターと共同で建設リサイクル法の届け出に基づく解体工事現場のアスベスト調査を、横須賀市、厚木市で行いました。調査報告を横須賀市、全体調査の報告を東京でシンポジウムを開催しました。

4月14～16日発生した熊本大地震のアスベスト調査を4月に急ぎ行いました。熊本調査はその後6・8月、17年1月と行い調査の報告集会を熊本市内で行いました。

15年度に続き、さいたま市のアーケードの吹付け石綿飛散の件では、「青年の家跡地を考える会」と取り組み、報告シンポジウムを行いました。リスクコミュニケーションの形成が試みられ市の働きかけもありアスベスト除去（一部封じ込め）工事が実現しました。

リスクコミュニケーションの案件では、以下の通りです。

- ・板橋区金沢小学校の解体・改修工事の保護者説明会に参加、指摘の結果レベル1相当の吹付け塗材が新たに検出されました。

-
- ・15年度に続き港区ベルコモンズビル解体工事の件の完了検査に同行しました。
 - ・京都市私立幼稚園に隣接する信用金庫解体工事のアスベスト対策説明会に参加しました。
 - ・世田谷区の社宅解体工事は保育施設が隣接、外壁のアスベスト含有塗材除去に万全を期すように要請。世田谷区環境保全課は工事説明会の参加要請も断り問題のある対応でした。
 - ・大田区池上の東京都住宅供給公社（JKK）の耐震補強に伴う除去工事説明会に参加。
 - ・港区北青山のJKKアパート解体工事の説明会に参加しました。この団地は保育園に接し、保育園の保護者の皆さんの熱心な取り組みで港区、区議会議員、東京都、JKKに働きかけリスクコミュニケーションを実践しました。現地調査で事前調査から漏れていた吹付け材を指摘し、分析の結果アスベスト含有が確認されました。完了検査の同行、第2次工事の事前調査同行など住民・保護者等が安全な工事を熱心に監視しました。
 - ・東京都財務局では都立篠崎高校の工事説明会参加、工事現場の内覧を実施しました。
 - ・日教組教研集会での呼びかけ、教員フィールドワークの開催、環境教育学会への参加、山形市の助成を受け子供向けアスベスト講習等を行いました。
 - ・リスクコミュニケーションの主体を養成することを目的に、市民向け講習会を聖路加看護大学で2回、習志野市で2回、山形市で1回行いました。
 - ・藤沢市浜見保育園委員会、大阪府立金岡高等学校協議会、文京区さしがや保育園健康対策委員会、佐渡市両津小学校の委員会が継続し、永倉・名取が委員として参加しています。さしがや保育園の委員会では親子ミーティングが開催され、成年に達する元園児たちに事件をどのように伝えるかが今後の課題になっています。

6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げる闘いと救済の峰を高くする闘いです。

2016年度の重要課題としては石綿肺がんの労災認定の拡大がありました。具体的には、本省協議とされた石綿小体5000本以下の事例での労災申請を増やすとともに、不支給の場合は不支給処分取消訴訟を提起し、確実に勝訴し石綿小体数で被災者を切り捨てようとする国の意図をくじくことです。

この点、石綿肺がん労災認定の問題では2016年1月の神戸の丸本事件の大阪高裁での逆転勝訴判決は、プラーク肺がんの救済拡大に道を拓くものとして有意義な結果と言えます。また、労災の不支給事案では、岩手県でも不支給処分取消訴訟を提起しました。

最近の厚労省、環境省の検討会では石綿肺について特発性間質性肺炎などとの鑑別の困難性が強調され、その関連で相当の曝露がなければ石綿肺にはならないということが強調される傾向にあります。今後、建築関係労働者を中心として、レントゲン写真やCT写真上石綿肺所見があるにもかかわらず「曝露量が少ないと推定され、石綿肺以外の病気と考えられる」という理由で管理区分申請が却下される事例が生じる可能性が否定できません。そのような事象がないか、情報収集に努め、仮にある場合には素早い対処をすることが必

要です。

加えて、海外文献等の情報収集という点では、幅広い分野の人々と連携を取りながら引き続き厚労省の一步先に行く努力をし、アスベスト救済基本法のような法律の制定に向けた準備をしました。

さらに、改築・解体時の違法工事による飛散事故、東京地裁・高裁内でのアスベスト除去作業や富士吉田簡易裁判所あるいは札幌市での煙突の断熱材に使われたアスベストの飛散事故というような、建物に使用されていたアスベストの飛散事故が多発し、このような違法な石綿除去工事の問題等の対応を強化しました。

救済の峰を高くする闘いでは、札幌地裁でも判決が出された建設アスベスト訴訟等について、できる限りの支援をすることが大切です。

また、泉南国賠訴訟最高裁判決に基づく被災者の掘り起こしのため、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」主催の全国一斉アスベストホットラインに参加するなどの活動とともに、国側は労災認定された従業員についても、ばく露歴、就業状況などの立証を求める速やかに和解が成立するような状況を作り出す努力を続ける必要があります。

また従来からの継続案件である企業責任を問う訴訟、交渉にしっかり取り組んでいきます。

7. 調査・研究活動

2016年度、国土交通省社会資本整備委員会同アスベスト対策部会WG（ワーキンググループ）主査として所長の名取が委嘱され、建築物石綿含有建材調査者制度の自治体向け調査等を実施しました。日本環境衛生センターが建築物石綿含有建材調査者講習機関として登録され、2017年4月現在、建築物石綿含有建材調査者は全国で859名となりました。2017年4月に一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会が設立され、外山尚紀氏が副代表理事を務められ、会員数は193名となっています。東京安全センターのアスベスト含有建材の偏光顕微鏡による測定に協力しました。アスベスト・リスク勉強会は2016年度は開催しませんでした。2017年1月に東京工業大学で開催された石綿問題総合対策研究会第5回に協力しました。

8. ホームページ等による情報提供

ウェブサイト（ホームページ）では、「総務省評価の評価、もしくは反論」などを掲載、相談会の案内などを行いました。

2016年（2016年1月～12月）のウェブサイトのページビュー（PV）数は140,117で、毎月約11,600ページ、一日当たり約380ページが閲覧されました。2015年の121,640PVに対して約15%の増加となっています。1回の訪問時数ページを閲覧している場合の重複を除いた「ユニークユーザー数」はのべ約59,000人、こちらも2015年の53,000人から約11%増加しました。

最も多くアクセスされたのは「写真で見る石綿（せきめん・いしわた）・アスベスト製品」のページで約48,000PVですが、これは前年度の約30,000PVから大きく増加しています。ついでアクセスの多いページは「石綿（アスベスト）Q&A」で、前年比約15%

増の約 22,000PV となっています。また「アーカイブ」の中の「水道用石綿セメント管 JIS 規格」(JIS による文書をスキャンした PDF) も約 6,400PV と目立ったアクセスを記録しています。また「環境 / 再生砕石問題」のページは、前年の約 5,600PV から約 1.5 倍の約 8,700PV へと、顕著な増加が見られました。

検索キーワードとしては、「アスベスト」「石綿」「中皮腫」といった基本的な用語から多くの訪問が得られています。また、「石綿管」のキーワードで 1,300 以上のアクセスがありました。2017 年より Google Analytics に加えて Search Console でのデータ収集も開始しましたが、現在までのところ、そちらでも同様に基本的な用語での検索が多く見られます。写真、用語ともに、「アスベストとはどんなものなのか」といった基本的な疑問を持って訪問するユーザーがいまだ多いことを示していると思われます。

近年急速に増加していたモバイル端末からのアクセス (iOS と Android) の割合は全体の約 35% で、2015 年から微増にとどまりました。

ソーシャルメディアでは、Facebook ページにおいて毎月一回のペースで情報の掲載を行いました。Facebook ページに対する「いいね」は前年の 76 から 92 に増加しています。名取所長の NHK 「クローズアップ現代」への出演の紹介、「第 31 回 東京弁護士会 人権賞」受賞のお知らせ、東京労働安全衛生センターの Facebook ページ記事のシェア、アスベストセンター東北を含めた相談会などイベントの告知や報告などの個別投稿に対して、合計 150 ほどの「いいね」を受けています。

2016 年 5 月と 2017 年 1 月に機関紙を 2 回発行しました。

9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2016 年度の既存石綿・廃棄物プロジェクトの取り組みは、国による法改正後の動きに対する監視・対応、熊本地震にともなう被災建築物解体、廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設の調査、アスベスト廃棄物の不適切な処理・処分・リサイクルの状況調査、再生砕石のアスベスト問題における国の対応への監視活動などがあります。

国による法改正をめぐっては、2014 年 6 月の大気汚染防止法改正後の対応状況について継続的に調べてきました。いわゆる「レベル 3」建材の見落としは相変わらず多く、熊本地震では、交付金を出す環境省廃棄物対策課が大気汚染防止法に規定がないレベル 3 の事前調査や対策を公費解体の条件にするなど、大気汚染防止法の不備が鮮明になっています。

学校のアスベスト対策に関連しては、札幌市では煙突のレベル 2 断熱材の剥離・落下が多数見つかった上、文科省調査に対して調査を実施しないまま 10 年前の調査結果から「劣化・損傷なし」と回答していました。昨年度のアンケート調査で指摘したずさんなレベル 2 調査の実態が裏付けられました。これを踏まえ、同市に対して建築物石綿含有建材調査者など適正な有資格者による調査や、徹底した原因究明などを申し入れました。煙突問題は札幌市が契機となり、北海道だけでなく、全国的に改めて調査がされることになりました。

建材中のアスベスト分析する JIS 分析法をめぐっては、ISO 分析法が JIS 化されることになった件でも監視活動を実施しています。2016 年には ISO 定量分析法も JIS 化された一方、国土交通相の改修工事の標準仕様書では ISO 分析法が排除されるなど、

混乱が続いています。正確な分析なしには適正な建物解体はできないことから、今後も注視していく必要があります。

東日本大震災にともなう廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設におけるアスベスト対策の調査・提言活動も、福島県内に限定されますが、主にフォローアップの観点から継続しました。

昨年6月に東京都住宅供給公社が約70回にわたってアスベスト飛散事故を繰り返してきた事案に関して監視活動を継続しています。2016年12月には公社側が事前調査で見落としていたレベル1の吹き付け材を発見して飛散事故を防止しました。現在も事実把握や再発防止のためのリスクコミュニケーションに取り組んでいます。

アスベストが混入した再生砕石のリサイクル問題については、被災地その他で調査を続けており、明らかに全国的な問題であることが改めて確認されました。神奈川県三浦市の工場跡地の解体工事において近隣にスレートが飛散した事案について調査などの支援を継続しました。

アスベストによる人為的な土壌汚染については複数の民事訴訟が出始めており、今後の推移に注意を要します。

アスベストセンターHPに既存石綿・廃棄物のページを作成し、順次拡充して公開中。なお、2017年1月末に開催した石綿問題総合対策研究会にも参加・発表しました。

10. 写真撮影について

尼崎クボタ集会、各地で開催されたシンポジウムなど、アスベスト関連の活動、各地でのシンポジウム等の写真撮影を数回実施しました。

11. アスベスト基金

継続した活動を確保する必要性から、3500万円をアスベストセンター安定運営基金として確保してきております。

12. 事務局体制

2016年度、永倉事務局長、斎藤洋太郎事務局次長（週2日勤務）、尾形海子事務局員（週3日勤務）、常勤換算約2名体制で業務分担を諮ってきました。

13. アスベストセンター北海道の活動

札幌市の学校で発覚したアスベスト含有断熱材の落下問題について、患者と家族の会、北海道アスベスト被害者支援弁護団とともに札幌市に申し入れをするとともに、担当者と意見交換を行いました。報道各社に取材の働きかけを行い、申し入れはメディアで広く報道されました。12月21・22日に開催したホットラインでは相談件数が60件にのばりました。2017年1月14日に、患者と家族の会、弁護団が開催した緊急学習会「『学校アスベスト』とは何か」において、永倉事務局長が基調講演を行いました。

6・9・12・3月に労災相談会を実施し、その一ヶ月前には案内状の送付を会員と共にいながら患者と家族の会の集いの運営を支援しました。運営委員の支援を受けながら、道内の被災者の掘り起こしと救済にあたりました。キャンサーサポート北海道と連携し患者と家族の会のピアサポートを支援しました。

14. アスベストセンター東北の活動

2016年度は、山形市の市民活動事業の一環として、9月・1月の2回にわたり市民・学生向けにアスベスト対策に関するワークショップならびに相談会を開催し、多くの市民から参加いただきました。そのほか、7月に青森県、3月に宮城県においてホットラインを開催しました。

2017年3月28日までの相談件数は158件ののぼり、そのうち悪性中皮腫が34件、肺がんが20件でした。相談内容としては、労災申請に関するものが49件と最も多く、次いで健康不安やセカンドオピニオンに関する相談が43件となっています。中皮腫や肺がんの患者・家族からは、訴訟に関する相談も上がっています。

相談件数は、昨年度末と比べ68件の増と着実に伸びており、東北でのアスベスト被害者の支援窓口として、センター東北の必要性を実感しています。

患者と家族の会東北支部の事務局としては、6月に昼食会、3月に定例の集いの会の開催、年2回の会報発行など、東北の被害者を結び繋げる活動を支援しました。

15. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、広島労働安全衛生センター、一般財団法人ささえあいコープ新潟、鹿児島労働安全衛生センター準備会(始良ユニオン)、沖縄労働安全衛生センター、(医)ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟(北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部)、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団(関東・関西)、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター、等の諸団体と協力して活動してきました。

16. 会員数 (2016年3月31日現在)

個人正会員119人・個人賛助会員60人・団体正会員32・団体賛助会員6です。

昨年度長期未納者の会員継続の確認を行ったため、正会員は11人の減少となりました。

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 業務監査報告

業務監査実施日	2017年3月4日 午後3時～5時
業務監査場所	アスベストセンター事務所
立会人等	名取所長、永倉事務局長、斎藤事務局員、尾形事務局員
業務監査の方法	監事が作成した監査項目にのっとり監事が質問し、口頭等で回答及び補足の説明をしていただき、また、必要な書類を提出していただき業務監査を行った。
業務監査の結果	アスベストセンターの業務を各自が、各々の役割を十分に果たし、大きな問題なく業務を遂行していたと認められます。 プロジェクト等の会議の持ち方に関することでは、決定事項を確認し議事録を作成し(そして確定し)記録を残すようにしてください。

2017年3月4日

中皮腫・じん肺・アスベストセンター
監事 安元宗弘
今井明



第2号議案 2016年度 決算

収入	2016年度予算	2016年度決算	内容・備考
会費	505,000	535,000	
賛助会費	140,000	175,000	
寄付	13,500,000	13,986,719	全国センター、東京弁護士会(副賞50万円)等より
事業収入	1,500,000	1,659,047	中建国保委託料、講師料等
雑収入	10,000	22,565	利息等
患者会事務局費	1,000,000	1,000,000	患者会からの委託費
助成金	600,000	703,405	じん肺基金・ポスト松尾基金より
収入小計	17,255,000	18,081,736	
繰入金	9,189,760	9,189,760	2015年度より
収入合計	26,444,760	27,271,496	

支出	2016年度予算	2016年度決算	内容・備考
地代家賃	2,050,000	2,068,770	5階光熱費・4階賃料を含む
電話・通信費	100,000	79,384	
郵送費	300,000	154,102	宅急便・図書寄贈含む
手数料	50,000	47,698	出入金振込手数料
事務消耗品	500,000	395,504	コピー使用料含む
諸会費	700,000	900,000	調査団体、石問研等他団体への寄付、会費等
広告宣伝費	880,000	858,880	ホームページ管理・会報
人件費	10,000,000	9,378,401	職員給与
委託費	700,000	683,121	東京労働安全衛生センター委託等
調査研究費	100,000	1,884,699	分析・書籍購入・複写・英国除去論文翻訳料(当期増加)等
旅費交通費	1,500,000	1,337,961	宿泊費含む
活動費	100,000	104,193	
設備購入費	50,000	11,880	
会議費	100,000	72,980	総会等
雑費	150,000	726,406	5階共用費、寄付の分配(666,719円)等
法律プロジェクト	1,000,000	410,316	
地震対策	50,000	-	
廃棄物対策	100,000	-	
既存石綿対策	800,000	814,769	
石綿の歴史	50,000	-	
学校アスベスト	50,000	-	
研究者援助	50,000	-	
アスベストセンター東北	-	-	
支出小計	19,380,000	19,929,064	
予備費	7,064,760	7,342,432	2017年度へ繰越
支出合計	26,444,760	27,271,496	

アスベストセンター東北・決算

収入	2016年度予算	2016年度決算	内容・備考
助成金	300,000	396,069	山形市30万円、ポスト松尾基金より助成
寄付	1,800,000	2,100,000	認定等寄付
雑収入	1,000	63	利息
収入小計	2,101,000	2,496,132	
繰入金	1,896,796	1,896,796	2015年度より
収入合計	3,997,796	4,392,928	

支出	2016年度予算	2016年度決算	内容・備考
地代家賃	-	-	山形市市民活動支援センター無料利用
電話・通信費	120,000	112,493	業務用携帯電話・FAX・インターネット使用料
郵送費	10,000	30,137	
手数料	1,000	540	出入金振込手数料
事務消耗品	30,000	64,464	
広告宣伝費	30,000	16,308	
旅費交通費	1,380,000	1,247,353	支援センター利用駐車料金20,000円 アスベストセンターとの往復交通費581,526円 集会・会議往復など152,876円 東北各県ホットライン(4回)関係90,949円 東北個別相談対応関係 402,002円
活動費	50,000	43,511	会場使用料など
設備購入費	30,000	-	
山形市助成事業	-	473,289	※2016年度限定事業 ワークショップ2回開催
支出小計	1,651,000	1,988,095	
予備費	2,346,796	2,404,833	2017年度アスベストセンター本体と統合
支出合計	3,997,796	4,392,928	

アスベストセンター北海道・決算

収入	599,238	2015年度より繰入
	4	利息
合計	599,242	
支出	50,000	交通費
	20,000	事務費
	57,765	相談活動費
小計	127,765	
	471,477	2017年度へ繰越
合計	599,242	

アスベストセンター残高確認表

2017年3月31日現在

口座	残高
現金	12,366
中央労働金庫亀戸支店普通預金	954,382
ゆうちょ銀行普通預金	49,079
郵便振替口座	6,263,092
みずほ銀行亀戸支店普通預金(安定基金利息)	63,513
小計	7,342,432
みずほ銀行亀戸支店定期預金(安定基金)	35,000,000
小計	35,000,000
合計	42,342,432

アスベストセンター東北残高確認表

2017年3月31日現在

口座	残高
現金	123,486
山形銀行普通預金	2,281,347
合計※	2,404,833

※2017年4月6日付で、預金残高全額をアスベストセンター本体口座へ移動、預金通帳を解約し、現金については、4月17日付でアスベストセンター本体と統合した。

アスベストセンター北海道残高確認表

2017年3月31日現在


口座	残高
現金	39,966
預金	431,511
合計	471,477

2016年度会計監査報告


2017年4月17日、中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務所において会計監査を行ったところ、適正に処理されていることを確認いたしました。

2017年4月17日

監事

 安元宗弘 

監事

 今井 明 

第3号議案 2017年度 活動方針(案)

1. 全体の方針について

アスベスト政策の提言と省庁交渉を行っていきます。

建物ばく露・教員等の中皮腫の方の労災認定、補償の遅れる石綿関連肺がんの方の認定等の取り組みを強化し、年1回以上の相談ホットライン開催を実行します。全国での労災申請に協力します。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の本部の事務局活動を行い、関東支部と東北支部の事務局を担当します。

法律プロジェクトの体制を強化し、国賠含めた又アスベスト裁判の支援を行います。

調査研究活動に取り組みます。石綿対策全国連と共に国際会議の開催の共催に協力し、アスベスト対策基本法の制定を目指します。任意団体からNPOへの移行を検討します。

中皮腫や肺がんの労災の認定補償に関して長年の経験を生かして認定の難しい事例に対処する等対応して参ります。

2017年度以降は、自治体の石綿関連条例の改正、学校のレベル2含有建材の飛散等の予防対策が全国的課題です。建築物石綿含有建材調査者制度も2017年以降地域での充実拡大が望まれます。石綿健康被害の予防的活動を行う全国で数少ない団体として、石綿含有建材の適切な調査・分析・管理・除去・廃棄・飛散防止に取り組みます。

2017年度、東北での労災相談、患者と家族の会東北支部の事務局、石綿の環境飛散防止等に取り組んでまいります。

2017年3月業務監査を実施しました。拡大事務局会議の開催で、2017年度から常勤の世代交替を実施する方針を決めました。石綿問題の資料館の提案と関与等の課題に取り組んでいきます。

2. 省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

制度改正を実現するため、省庁交渉・国会陳情などを進めます。人権賞をいただいたこともあり、「被災者ひとりに、ひとりの国会議員を」というかまえで、人権の擁護につとめます。

石綿救済給付の改正や、遅発性疾病における労災給付基礎日額の見直しなどはいまの枠組みでは打開困難なので、「石綿対策推進法」のような基本法を検討する必要があります(救済・研究・防止)。

3. 労災認定と救済法認定と支援、全国からの電話相談と対応

ホットラインや相談会、中央建設国保との連携などにより、石綿疾病をほりおこします。

4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会事務局活動

患者と家族の会の事務局に参加します。

患者と家族の会の相談役会議を通じ、医療や石綿健康被害防止の情報発信に取り組みます。

5. 環境アスベスト相談活動

環境アスベスト飛散の相談に応じて、今まで同様に対応し、リスクコミュニケーションによる解決を図ります。

学校のアスベストによる被害予防対策のための活動を進めます。

6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げる闘いと救済の峰を高くする闘いです。

救済の裾野を広げる闘いとしては石綿肺がんの労災認定の問題があり、2008年以降の行政訴訟による原告全面勝訴の判決で、石綿小体数により被災者を切り捨てようとする国の意図をくじいてきました。しかし、2012年3月末改訂の新労災認定基準では「10年曝露+石綿小体・石綿繊維」の基準が不当にも撤廃され、厚労省側は不合理な石綿肺がんの労災認定を続ける意思を明確にしています。こういった厚労省側とどう闘って石綿肺がん救済の裾野を広げるかが問題です。

この点では新認定基準のもとで10年曝露と石綿小体がありながら不支給とされたJR・国鉄職員の故竹井豊氏の事案や岩手県の事案などで勝訴判決を得るようにするとともに、この種の事件について提訴事案を増やして、厚労省側の不合理な認定を明らかにしていくことが大切です。

救済の峰を高くする闘いとしては、第1には泉南国賠訴訟の最高裁判決が切り拓いた石綿工場での元作業員等の国家賠償訴訟の動向があります。労災認定を受けた労働者に対する周知が徹底されていないだけでなく、国側は労災認定された被災者本人が亡くなっている例でも作業内容、曝露状況等の詳細な主張、立証を求めるようになり、和解協議がなかなか進まない状況が生まれています。本来、救済されるべき被災者の救済が進んでいない状況にあることから、被災者の掘り起こし、情報提供とともに、国側に労災認定された従業員については、ばく露歴、修行状況などの立証を求めず速やかに和解するよう働きかけを行う必要があります。

また、建設アスベスト訴訟では、札幌地裁判決では国賠については勝訴しましたが建材メーカーの責任は認められませんでした。年内にも東京高裁の判決の出される可能性があり、支援とともに、将来の国賠に向けた準備を進める必要があります。

個別の対企業責任を追及する損害賠償の裁判では、被告企業側が裁判上の和解に応じる例が増えつつあり、概ね順調ですが、敗訴する例も散見されました。

迅速な救済を図るためにも、弁護団内の勉強会や弁護士の拡充を含めた対応も進めたい

と思います。

7. 調査・研究活動

国土交通省関連の委員として既存石綿建材対策を進めます。肺がん等アスベスト関連疾患のリスクや制度の調査を実施し、石綿リスク研究会の活動を継続します。東京安全センターの石綿の分析測定・相談活動に協力します。日本の石綿に関する資料整備や情報提供に取り組みます。天井内吹き付け石綿濃度等を行う方向で取り組みます。石綿問題総合対策研究会に協力します。

8. ホームページ等による情報提供

石綿に関連する情報の提供をホームページで行います。HPの内容と提供する情報媒体について、今後検討・変更して参ります。

石綿に関連する情報の提供、アスベストセンターの活動報告などをホームページで行います。公式 Facebook ページ (<https://www.facebook.com/asbestoscenter>) では適宜関連情報の提供を行います。

年2回程度機関誌を発行します。

9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2017年度の活動方針としては、①国の動向監視と有効な対策の検討、②国内での石綿廃棄物処理状況、③廃棄物処理の上流である解体・改築問題、④アスベスト廃棄物処理の国内・海外における優良な事例・知見、⑤震災廃棄物対策（福島県）と東日本大震災の経験の教訓化、熊本地震への対応、⑥再生砕石への混入などリサイクル問題、⑦アスベスト土壌汚染問題、⑧建材中のアスベスト分析法をめぐる問題——などへの調査や対応、行政への要請、住民への支援を行います。

特に③の改築・解体問題への対応として、今後も大気汚染防止法の穴を補う自治体の条例づくりや監視活動が重要な位置を占めます。同時に制度の運用を担う自治体のレベルアップが適正な改築・解体に不可欠であり、そのための活動も必要です。環境省はすでに次回の見直しを見据え、「レベル3」対策強化の必要性が本当にあるかの調査を開始しており、そこに向けた対応も必要となります。

また⑤に関連して東日本大震災における震災廃棄物の処理は不適正な事例が相次いだ経験から、将来起こるであろう関東・東海大地震に向けた対策をいまから積み上げていく必要があります。熊本地震への対応やその教訓化も必要です。いずれにおいても、今後、災害防止計画へのアスベスト対策の位置づけなどが重要です。

さらに現在アスベスト関連法令に存在する隙間を埋めるとともに、ずさんな除去、解体工事などの適正化を図るかは今後のアスベスト被害を減らす上できわめて重要です。アスベストが使用された建築物の解体ピークまでにそれらの対策に注力していく必要があります。

10. 写真撮影について

中皮腫等の被災者ご家族、代表的な訴訟、マスクプロジェクトなど、アスベスト関連の活動の写真撮影等を実施します。

11. アスベスト基金

アスベストセンター安定運営基金 3500 万円を、財政状況を勘案し運用していきます。

12. アスベストセンター北海道の活動

今年度も引き続き関係者と協力して、アスベスト労災・救済法認定やアスベスト飛散防止対策を前進させます。札幌市などで明らかになった学校アスベスト問題について、適切な対策が取られるよう関係機関に働きかけます。6月、9月、12月、3月の第1土曜日に相談会を行い、患者と家族の会と協力して被害者の掘り起こしと相談者の支援に取り組みます。患者と家族の会の集いでは、患者や家族どうしの支え合い（ピアサポート）が促進されるよう支援します。キャンサーサポート北海道と連携して中皮腫への理解促進と患者支援に取り組みます。

13. アスベストセンター東北の活動

今後も引き続き東北でのアスベスト被害の掘り起こしを進めてまいります。特に、秋田県と岩手県での活動を広げてまいります。また、5回目となる東北全県対象のホットラインも開催する予定です。

患者と家族の会東北支部の事務局としては、世話人をサポートしながら、集いの場を提供してまいります。

14. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、広島労働安全衛生センター、一般財団法人ささえあいコープ新潟、鹿児島労働安全衛生センター準備会（始良ユニオン）、沖縄労働安全衛生センター、（医）ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟（北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター、等の諸団体と協力して活動していきます。

第4号議案 2017年度 予算(案)

収入	2016年度決算			2017年度予算	内容・備考
	アスベスト センター本体	アスベスト センター東北	合計		
会費	535,000		535,000	505,000	
賛助会費	175,000		175,000	140,000	
寄付	13,986,719	2,100,000	16,086,719	16,000,000	東北寄付分100万円
事業収入	1,659,047		1,659,047	1,500,000	中建国保委託料、講師料等
雑収入	22,565	63	22,628	10,000	利息等
患者会事務局費	1,000,000		1,000,000	1,000,000	患者会からの委託費
助成金	703,405	396,069	1,099,474	600,000	基金等
収入小計	18,081,736	2,496,132	20,577,868	19,755,000	
繰入金	9,189,760	1,896,796	11,086,556	9,747,265	2016年度より センター本体7,342,432円 センター東北2,404,833円
収入合計	27,271,496	4,392,928	31,664,424	29,502,265	

支出	2016年度決算			2017年度予算	内容・備考
	アスベスト センター本体	アスベスト センター東北	合計		
地代家賃	2,068,770	-	2,068,770	2,050,000	
電話・通信費	79,384	112,493	191,877	200,000	
郵送費	154,102	30,137	184,239	200,000	宅急便含む
手数料	47,698	540	48,238	50,000	出入金手数料
事務消耗品	395,504	64,464	459,968	500,000	
諸会費	900,000		900,000	650,000	調査団体ほか他団体への会費・寄付等
広告宣伝費	858,880	16,308	875,188	880,000	ホームページ管理・会報印刷
人件費	9,378,401		9,378,401	10,000,000	事務局員増員の可能性あり
委託費	683,121		683,121	700,000	東京安全衛生センター委託等
調査研究費	1,884,699		1,884,699	1,500,000	分析・書籍購入・複写代・翻訳代等
旅費交通費	1,337,961	1,247,353	2,585,314	2,600,000	
活動費	104,193	43,511	147,704	150,000	
設備購入費	11,880		11,880	50,000	
会議費	72,980		72,980	100,000	総会等
雑費	726,406		726,406	50,000	5階共用費等
法律プロジェクト	410,316		410,316	1,000,000	裁判等
地震対策	-		-	50,000	
廃棄物対策	-		-	50,000	
既存石綿対策	814,769		814,769	800,000	
石綿の歴史	-		-	50,000	
学校アスベスト	-		-	50,000	
研究者援助	-		-	50,000	
山形市助成事業	-	473,289	473,289	-	センター東北2016年度限定事業
支出小計	19,929,064	1,988,095	21,917,159	21,730,000	
予備費	7,342,432	2,404,833	9,747,265	7,772,265	2018年度へ繰越
支出合計	27,271,496	4,392,928	31,664,424	29,502,265	

アスベストセンター北海道・予算

収入	471,477	2016年度より繰入
	1,000	利息
合計	472,477	
支出	50,000	交通費
	20,000	事務費
	100,000	相談活動費
小計	170,000	
	302,477	2018年度へ繰越
合計	472,477	

第5号議案 役員体制（案）

所長	名取雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所 横須賀中央診療所	研究
副所長	平野敏夫	ひらの亀戸ひまわり診療所	
事務局長	永倉冬史	石綿対策全国連絡会議事務局次長	環境・建材
事務局次長	斎藤洋太郎	専従	相談・法律
事務局	尾形海子	専従	相談・東北・経理・法律
事務局	飯田勝泰	東京労働安全衛生センター	相談
運営委員	秋山正子	白十字訪問看護ステーション	
	位田 浩	位田法律事務所	法律
	一宮美恵子	アスベストセンター北海道	北海道
	牛島聡美	オリーブの樹法律事務所	法律
	大内加寿子	アスベストを考える会	
	大島寿美子	北星学園大学	北海道
	片岡明彦	関西労働者安全センター	
	川本浩之	神奈川労災職業病センター	
	小菅千恵子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	白石昭夫	愛媛労働安全衛生センター	
新任	清野正勝	じん肺患者同盟 東京東部支部	
	末吉幸雄	尼崎労働者安全センター	
	菅野典浩	アーライツ法律事務所	法律
	外山尚紀	東京労働安全衛生センター	研究
新任	長松康子	聖路加国際大学 看護学部	研究
	西山和宏	ひょうご労働安全衛生センター	
	早川 寛	じん肺アスベスト被災者救済基金	
	春田明郎	横須賀中央診療所	
	古川和子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	古谷杉郎	全国労働安全衛生センター連絡会議	
	星川昭三	建設じん肺被災者の会/東京	
	松田 馨	横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会	
	宮本英典	全国建設労働組合総連合 東京都連合会	
監事	安元宗弘	横須賀中央診療所	経理・業務監査
監事	今井明	写真家	経理・業務監査
顧問	西田隆重	元神奈川労災職業病センター	環境

2016年度末で退任された方 菅原喜東司事務局員

第6号議案 規約改正案

1 第31条

「現行 第31条 本会の事業計画及び収支予算書類は、毎年事業年度ごとに所長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。」

→「改正後 第31条 本会の活動方針及び収支予算書類は、毎年事業年度ごとに所長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。」

理由 第17条には「事業計画」ではなく「活動方針」と規定され、従前の総会議案も「活動方針」と記載されているから。

2 第11条

現行 「第11条 所長は、このセンターを代表し、会務を統括する。(中略) 監事は、このセンターの経理を監査する。」

→改正後 「第11条 所長は、このセンターを代表し、会務を統括する。(中略) 監事は、このセンターの経理及び業務を監査する。」

理由 2016年度総会議決で、2016年度から監査による業務監査を開始したため。

3 7章 雑則

現行 「第34条 この規約は2003年9月1日より実施する。
この規則は2004年6月5日、第3条と第4条の一部を修正した。
この規則は2005年6月12日、第30条の一部を修正した。」

→改正後 「第34条 この規約は2003年9月1日より実施する。
この規則は2004年6月5日、第3条と第4条の一部を修正した。
この規則は2005年6月12日、第30条の一部を修正した。
この規則は2017年6月15日、第11条、第31条の一部を修正した。」